

N高等学校 いじめ防止に関する基本方針

1. いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を指します。

仮に行はれた者に悪意や故意が無かったとしても、行為を受けた者が嫌な思いや辛い思いをした場合はいじめに該当すると捉え、当校教職員は常に行為を受けた者の立場に立った指導を行うものとします。

2. 本校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の生活・学習における様々な権利を著しく侵害します。また心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携や、健全なコミュニケーションを生み出し、またいじめを防止できるツールを活用し、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

（1）いじめの禁止

本校生徒は、いじめに関する以下の行為を絶対に行わない。

- A. いじめを行うこと
- B. いじめに加担すること
- C. いじめを黙認・放置すること

（2）学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

また、インターネットを通じたいじめにも適切かつ迅速な対処が行えるよう、SNSをはじめとしたネットサービスやコミュニケーションツールに関するリテラシーの向上に努める。

3. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- A. 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- B. 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- C. 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- D. いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- E. 生徒の些細な変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

①いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- A. 生徒対象いじめアンケート調査（年2回程度）

②生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。

- A. 通報・相談窓口の設置
- B. スクールカウンセラーの活用
- C. アドバイザリーボードの活用

※相談・通報のあった事案は、「生徒指導部会」を通して情報共有に努める。

※いじめの防止等のための対策に関する研修を検討・実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- A. いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- B. いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。

- C. いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- D. いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間通常とは異なる方法、場所、期間にて学習を行わせる措置を講じる。
- E. いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導を行う。
- F. はやし立てや、同調をしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- G. いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- H. 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。

4. いじめに関する定例会議体の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、生徒指導部会にて、月に2～3回程度、いじめに防止対策に関する議事を行う。
※いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「生徒指導部会」の構成

運営部長、主幹教諭、生徒指導主事、運営主事、生徒指導部員
※いじめと疑われる相談・通報があった場合には、当該クラス担任も参加する。

(2) 活動内容

- A. いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針作成・実行・検証・修正
- B. いじめに関する相談・通報への対応
- C. いじめの判断と情報収集
- D. いじめ事案への対応検討・決定
- E. いじめ事案の報告

5．重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席、もしくはレポート提出が困難となることを余儀なくされている等の疑いがある場合は、「いじめ防止対策会議」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「いじめ防止対策会議」の構成

校長および副校長、運営部長、主幹教諭、生徒指導主事、運営主事、当該クラス担任、スクールカウンセラーまたは専門的知識及び経験を有する第三者
※専門的知識及び経験を有する第三者は事案内容により、校長が任命する。
※専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- A. 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- B. 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- C. 沖縄県知事への調査結果報告
- D. 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

6．その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校の評価項目に加え、その取組みを適正に評価し改善に繋げる。

- A.いじめを防止するための取組みに関すること
- B.いじめの早期発見に関する取組みに関すること

2016年10月1日制定

2018年4月1日改定